社会福祉法人名肢会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名肢会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 役員等に対する報酬等の額は、次のとおり定めるものとする。
 - (1) 理事会及び評議員会への出席
 - 5,000円(別途、源泉所得税分を支給)
 - (2) 監事が、監査を実施
 - 5,000円(別途、源泉所得税分を支給)
 - 2 役員等が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費(交通 費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨 五入するものとする。 (公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号 に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、 別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月14日より施行する。